

売却仕様書

佐賀関大規模火災に係る公費解体現場発生金属くず売却（単価契約）

1. 品名 金属くず

2. 物品 火災により焼損・倒壊した建築物等の撤去に伴い発生する鉄くず及び
非鉄金属くず等
a.鉄くず（鉄・鋼材系）
b.非鉄金属くず
c.混合金属くず 等

3. 搬出時期 契約締結後 から 令和8年3月31日 まで

4. 搬出予定数量（参考値） 予定数量合計（全量） 約50ton（約25t/月×2ヶ月）

5. 搬出場所 大分市大字佐賀関（田中地区内）

6. 搬出日 月曜日から金曜日の週5日間とする。

7. 搬出時間 8時30分～17時00分（12時～13時は除く。）

8. 搬出方法

- 1) 搬出量は確約されたものではなく、火災現場における公費解体に伴い発生し、現地又は仮置場に仮置きされた金属くず等を対象として、発注者の指示に従い積み込み、搬出するものとする。
- 2) 搬出用車両は、搬出物の性状、形状及び重量に応じて適正な車両を使用するとともに、解体現場周辺は狭隘道路等により通行条件が制限されていることから、原則として4トン車両（中型）以下とし、運搬中における積載物の飛散、落下等を防止するため、必要な措置を講じること。
- 3) 搬出作業は、原則として発注者又は発注者が指定する者の立会いのもと、その指示に従い行うものとする。また、解体現場において作業を行う場合は、作業者へのアスベストトばく露を防止するため、DS3又はRL3以上の性能を有する防じんマスクを着用すること。
- 4) 搬出については、資源物売却事業者において、搬出の都度（車両ごと）計量を行い、計量伝票を取得すること。なお、計量は原則として空車時及び積載時の二回計量とする。
- 5) 搬出作業は、発注者の要請により隨時実施するものとし、仮置場又は搬出場所に仮置きされた搬出対象物を積み込んだ後は、当該場所の清掃を行うこと。また、搬出回数、搬出量その他必要な事項については、別途、発注者と搬出者が協議の上、定めるものとする。

9. 補償事項

- 1) 作業中及び輸送中に、解体現場内又はその周辺の建物、構築物、工作物、道路、付帯設備等を損傷させた場合は、搬出者の負担と責任において、速やかに原状回復又は修復を行うこと。
- 2) 解体現場で発生した金属くずについて、現状有姿により引き取り、搬出者の責任において積み込み、搬出、運搬及び処理を行うこと。また、当該金属くずに付着又は混在する非金属部分についても、関係法令を遵守の上、搬出者の責任において適切に処理する

こと。

10. その他

- 1) 積み込み及び搬出作業にあたっては、他の公費解体関連車両、廃棄物収集車両その他関係車両の業務に支障が生じないよう十分配慮するとともに、積載物の落下防止及び事故防止に万全を期すこと。また、作業又は運搬に起因して他の車両等との事故が発生した場合は、搬出者の責任において、当事者間で解決するものとする。
- 2) 搬出者が不正行為を行った場合、又は発注者が指示した事項について改善が見込めないと判断した場合、若しくは正当な理由なく指定した日時までに搬出を完了しない場合は、発注者は本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 3) 実際の搬出数量が本仕様書に示す予定数量に満たない場合又はこれを超過した場合であっても、契約期間内においては、発注者の指示に従い搬出を行うものとする。
- 4) 支払い（又は精算）は、搬出終了後、搬出者が提出する資源物売却事業者発行の計量伝票その他関係書類を集計・確認の上、所定の手続により行うものとする。
- 5) 履行期間中において、市場価格の変動その他の理由による単価又は履行期間の変更契約は、原則として行わないものとする。また、履行不能届の提出があった場合は、関係法令及び市の指名停止措置要綱に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。
- 6) 本仕様書について疑義が生じた場合には、協議の上解決するものとする。